

# 地域社会における共生の実現に関するための関係法律の整備に関する法律案の概要

平成24年2月22日  
厚生労働省障害保健福祉部

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者自立支援法を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

## 2. 概要

### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者生活総合支援法)とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、法律の基本理念を新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

### 4. 障害者に対する支援

- ① 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ② 地域生活支援事業の追加

・地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発  
・コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業 等

### 5. 検討規定

- ① 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ② 常時介護をする者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方等

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、ケアホームのグループホームへの一元化については、平成26年4月1日)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案要綱案

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

一 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者生活総合支援法」という。）とするものとすること。（題名関係）

二 目的

この法律の目的の実現のため、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うものとする旨を明記すること。（第一条関係）

三 基本理念

この法律の基本理念を、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格

と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられる」とにより地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、行わなければならないこととするものとすること。（第一条の一関係）

#### 四 障害者の範囲

この法律に規定する「障害者」に、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものを加えるものとすること。（第四条関係）

#### 五 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障害福祉サービスのうち、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化し、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとすること。（第五条第十五項関係）

## 六 指定障害福祉サービス事業者等の指定の欠格要件

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の欠格要件に、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときを加えるものとすると。 (第三十六条第三項等関係)

## 七 指定障害福祉サービス事業者等の責務

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、その行う支援を、障害者等の立場に立つて行うように努めなければならないものとすること。 (第四十二条第一項等関係)

## 八 地域生活支援事業の追加

### 1 市町村が行う地域生活支援事業

市町村が行う地域生活支援事業として、障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、ボランティアにより行われる障害者等の自立した日常生活及

び社会生活に資するための自発的な活動に対する支援を行う事業、障害者につき、民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業並びに手話通訳等を行う者を養成する事業を加えるものとすること。（第七十七条第一項関係）

## 2 都道府県が行う地域生活支援事業

都道府県が行う地域生活支援事業として、市町村が行う手話通訳等を行う者を養成する事業のうち、広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を加えるものとすること。（第七十八条第一項関係）

## 九 相談支援の連携体制の整備

基幹相談支援センターを設置する者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者等の日常生活又は社会生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならないものとすること。（第七十七条の二第五項関係）

## （係）

## 十 障害福祉計画の見直し

## 1 他施策との連携

市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるよう努める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項を加えるものとすること。  
（第八十八条第三項及び第八十九条第三項関係）

## 2 障害福祉計画の作成方法の見直し

市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとすること。（第八十八条第五項関係）

## 3 障害福祉計画の定期的な検証

市町村及び都道府県は、定期的に、障害福祉計画に基づく業務の実施の状況に関する評価を行い、障害福祉計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。（第八十八条第十二項及び第八十九第九項関係）

## 十一　自立支援協議会の名称の変更等

### 1　名称の変更

自立支援協議会の名称を地方公共団体が地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改めるものとする」と。(第八十九条の二第一項関係)

### 2　構成員

協議会を構成する者に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記すること。(第八十九条の二第一項関係)

### 3　協議会の設置

協議会の設置をさらに進めるため、地方公共団体は協議会を設置するよう努めなければならないものとすること。(第八十九条の二第一項関係)

## 十一　その他所要の改正を行うこと。

### 第二　児童福祉法関係

#### 一　障害児の範囲

この法律に規定する「障害児」に、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者生活総合支援法第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童を加えるものとすること。（第四条第二項関係）

## 二 指定障害児通所支援事業者等の指定の欠格要件

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の欠格要件に、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときを加えるものとすること。（第二十一条の五の十五第二項等関係）

## 三 指定障害児事業者等の責務

指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、その行う支援を、障害児及びその保護者の立場に立つて行うように努めなければならないものとすること。（第二十一条の五の十七第一項等関係）

## 四 その他所要の改正を行うこと。

### 第三 身体障害者福祉法関係

#### 一 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならないものとすること。（第十二条の三第四項関係）

#### 二 その他所要の改正を行うこと。

### 第四 知的障害者福祉法関係

#### 一 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、知的障害者又はその保護者が、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならないものとすること。（第十五条の二第四項関係）

## 二 後見等に係る体制の整備

市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るために、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。（第二十八条の二関係）

## 三 その他所要の改正を行うこと。

### 第五 施行期日

この法律は、平成二十五年四月一日から施行するものとすること。ただし、第二の五（共同生活介護の共同生活援助への一元化）は、平成二十六年四月一日から施行するものとすること。

### 第六 検討

一 政府は、この法律の施行後五年を目途として、障害者生活総合支援法第一条の二に規定する基本理念を勘案し、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとすること。

二 政府は、一の検討を加えようとするときは、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとすること。

#### 第七 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律

(障害者自立支援法の一部改正)

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

目次中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者生活総合支援法関係業務」に改める。

第一条中「自立した」を「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」に改め、「給付」の下に「、地域生活支援事業」を、「支援を」の下に「総合的に」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し

合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを目指として行わなければならない。

第二条第一項第一号中「第四十二条第一項及び第五十一条の二十二第一項において」を「以下」に改める。

第四条第一項中「」のうち十八歳以上である者」の下に「並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が当該疾病」とに厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるもの」を加える。

第三十六条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第四十二条第一項中「応じ、」の下に「障害者等の立場に立つて」を加える。

第五十条第一項第一号中「、第五号」を「から第五号の一まで」に改める。

第五十二条の二十二第一項中「応じ、」の下に「障害者等の立場に立つて」を加える。

第五十三条の二十九第一項第一号及び第二項第一号中「第三十六条第三項第五号」の下に「、第五号の

一」を加える。

第六十八条第一項第二号中「、第五号」を「から第五号の一まで」に改める。

第七十七条第一項中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同項第二号中「いう」の下に「。次号において同じ」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 手話通訳等を行う者を養成する事業

第七十七条第一項中第一号の二を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 障害者につき、民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

第七十七条第一項中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 ボランティアにより行われる障害者等の自立した日常生活及び社会生活に資するための自発的な活動に対する支援を行う事業

第七十七条の二第一項中「前条第一項第一号及び第一号の二」を「前条第一項第三号及び第四号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、障害者等の日常生活又は社会生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

第七十八条第一項中「第七十七条第一項第一号」を「第七十七条第一項第三号及び第七号」に改める。  
第八十八条第三項に次の二号を加える。

三 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、

公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第八十八条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

第八十八条に次の二項を加える。

12 市町村は、定期的に、市町村障害福祉計画に基づく業務の実施の状況に関する評価を行い、市町村障害福祉計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八十九条第三項に次の二号を加える。

五 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、

公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

第八十九条第六項中「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同条に次の一項を加える。

9 都道府県は、定期的に、都道府県障害福祉計画に基づく業務の実施の状況に関する評価を行い、都道府県障害福祉計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八十九条の二の見出し中「自立支援協議会」を「協議会」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに障害者及びその家族、」に、「自立支援協議会」を「協議会」に、「」ができる「」を「よう」に努めなければならぬ」に改め、同条第二項中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

第七章の章名中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者生活総合支援法関係業務」に改める。

第九十六条の三及び第九十六条の四中「障害者自立支援法関係業務」を「障害者生活総合支援法関係業務」に改める。

第一百五条の二中「（障害者自立支援法）を「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律」に、「障害者自立支援法関係業務」を「障害者生活総合支援法関係業務」に改める。

第一百九条第二項中「第七十七条の二第五項」を「第七十七条の二第六項」に改める。

附則第五十六条第一項及び第八十一条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「共同生活介護」を削り、同条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「地域において共同生活を営むのに支障のない」を削り、「相談」の下に「入浴、排せつ又は食事の介護」を加え、同項を同条第十五項とし、同条中第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十八条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第三十四条第一項中「共同生活介護」、「共同生活介護若しくは」及び「(以下この項及び同条第一項において「共同生活住居」という。)」を削り、「又は共同生活住居」を「又は共同生活援助を行う住

居」に改める。

第三十五条第一項中「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第十八条第二項中「共同生活介護若しくは」及び「（以下この項において「共同生活住居」という。）」を削り、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第三十九条第一項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「（以下この項において「共同生活住居」という。）」を削り、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第五十六条第一項中「第五条第十項に規定する共同生活介護若しくは同条第十六項」を「第五条第十五項」に改め、「（以下この項において「共同生活住居」という。）」を削り、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居」に改める。

附則第八十一条第一項中「第五条第十項に規定する共同生活介護（以下この条において「共同生活介護」という。）若しくは同条第十六項」を「第五条第十五項」に改め、「共同生活介護若しくは」を削る。

（児童福祉法の一部改正）

第三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「又は精神」を「精神」に改め、「含む。」の下に「又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第六百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が当該疾病」とに同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」を加える。

第十二条第二項中「障害者自立支援法（平成十七年法律第六百二十三号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条の五の四第一項の次に次の二項を加える。

都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数

二 基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 基準該当通所支援の事業に係る利用定員

第二十一条の五の六第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条の五の十一第一項中「第二十一条の五の四第二項」を「第二十一条の五の四第三項」に改める。

第二十一条の五の十三第一項ただし書中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条の五の十五第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、そ

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第二十一条の五の十七第一項中「応じ、」の下に「障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

第二十一条の五の二十三第一項第一号中「、第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第二十一条の六及び第二十一条の七中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十四条の十一第一項中「応じ、」の下に「障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

第二十四条の十七第一号中「、第五号」を「から第五号の二まで」に改める。

第二十四条の二十四第一項ただし書及び第二十四条の二十八第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十四条の三十第一項中「応じ、」の下に「障害児及びその保護者の立場に立つて」を加える。

第二十四条の三十六第一号中「第二十一条の五の十五第二項第五号」の下に「、第五号の二」を加える。

第二十六条第一項第二号、第五十六条の五の五第二項、第六十条の二第一項、第六十二条の一、第六十三条の二及び第六十三条の三中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律」に改める。

**第四条** 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十四条の二十八第一項及び第二十六条第一項第一号中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第六十三条の一中「第五条第十一項」を「第五条第十一項」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

**第五条** 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条、第九条第一項、第三項及び第六項、第十条第一項第一号ニ並びに第十二条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十二条の二中第四項を第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第十八条の一において「障害福祉サービス事業」という。）、同法第五条第十六項に規定する一般相談

支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

第十四条の二第一項及び第十八条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十八条の二中「障害者自立支援法第五条第一項に規定する」を削る。

第六条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同条第六項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第十条第一項第二号ニ中「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改める。

第十二条の三第四項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第十八条第一項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第七条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条、第九条第二項及び第三項、第十一條第二項並びに第十二条第二項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十五条の一中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、知的障害者又はその保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第二十一条において「障害福祉サービス事業」という。）、同法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならぬ。

第十五条の三第一項、第十五条の四及び第十六条第一項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条中「障害者自立支援法第五条第一項に規定する」を削る。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（後見等を行う者の推薦等）

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

第八条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

第十一条第二項及び第十五条の二第四項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

第十五条の四中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

二 附則第九条第二十八条号の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

三 附則第九条第二十九号の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

四 附則第九条第三十号の規定 子ども・子育て支援法及び総合「子ども園法」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

五 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第四条から第六条まで、第十条から第十四条まで及び

第十六条から第二十四条までの規定 平成二十六年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を日途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討を加えようとするときは、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。

(障害者自立支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に行われた第一条の規定による改正前の障害者自立支援法（以下この条において「旧自立支援法」という。）第三十六条第一項（旧自立支援法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項、第三十八条第一項（旧自立支援法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項、第五十一条の十九第一項（旧自立支援法第五十一条の二十一第二項において準用

する場合を含む。）又は第五十一条の二十第一項（旧自立支援法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）の指定、指定の変更又は指定の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定、指定の変更又は指定の更新がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）において現に第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「旧障害者生活総合支援法」という。）第五条第十項に規定する共同生活介護に係る旧障害者自立生活支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害者については、一部施行日に、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「新障害者生活総合支援法」という。）第十九条第一項の規定による支給決定を受けたものとみなす。この場合において、当該支給決定を受けたものとみなされた者に係る新障害者生活総合支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間は、同条の規定にかかわらず、同号に掲げる規定の施行の際にその者が受けている旧障害者自立生活支援法第九条第一項に規定する支給決定に係る旧障害者自立生活支援法第二十三条に規定する支給決定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第五条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に旧障害者生活総合支援法第五条第十項に規定する共同生活介護に係る旧障害者生活総合支援法第二十九条第一項の指定を受けている者は、一部施行日に、新障害者生活総合支援法第五条第十五項に規定する共同生活援助に係る新障害者生活総合支援法第二十九条第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされた者に係る新障害者生活総合支援法第四十一条第二項に規定する指定の有効期間は、同号に掲げる規定の施行の際現にその者が受けている旧障害者生活総合支援法第二十九条第一項の指定に係る旧障害者生活総合支援法第四十一条第二項に規定する指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

第六条 一部施行日前に行われた旧障害者生活総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等（次項において「指定障害福祉サービス等」という。）であつて、旧障害者生活総合支援法第五条第十項に規定する共同生活介護に係るものについての旧障害者生活総合支援法第二十九条第一項及び第三十条の規定による介護給付費の支給については、なお従前の例による。

2 一部施行日前に行われた旧障害者生活総合支援法第三十条第一項第一号の規定による指定障害福祉サービス等又は同項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスであつて、旧障害者生活総合支援法第五条第

十項に規定する共同生活介護に係るものについての旧障害者生活総合支援法第三十条第一項及び第三十一条の規定による特例介護給付費の支給については、なお従前の例による。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日前に行われた第三条の規定による改正前の児童福祉法（以下「この条において「旧児童福祉法」という。）第二十一条の五の十五第一項（旧児童福祉法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の九第一項（旧児童福祉法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二十八第一項（旧児童福祉法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）の指定又は指定の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定又は指定の更新がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律」に改める。

- 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第四項第一号
- 二 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十五条第二項
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第一条、第二条、第四条第一項、第六条第二項第四号から第六号まで、第十九条の六の三第一号、第二十一一条の二及び別表四 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十四条の三
- 五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第四号及び第三項第四号の二
- 六 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第十四条の二第一項第一号
- 七 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第三号
- 八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第一百十六条の二第一項第三号
- 九 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第二百五十五号）第二条第一項第四号及び第二项第二号
- 十 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）第二十条第二項

- 十一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第二十六条の二第一号
- 十二 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三
- 十三 地方公務員災害補償法（昭和四十一年法律第百二十一号）第三十条の二第一項第二号
- 十四 子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第三条第三項第三号
- 十五 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）別表第一及び別表第二
- 十六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五条第一項第二号
- 十七 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第六号ハ及び第七号ロ
- 十八 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）別表第一及び別表第二
- 十九 介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項
- 二十 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二条及び第四十一条第一項
- 二十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一

条第三号

二十二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）第一百一条第一項、第二百四条第二項及び第二百八条第一項

二十三 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項

二十四 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）

#### 附則第七十五条

二十五 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第四十八条第一項第二号、第三項第三号及び第五項第二号

二十六 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第四項、第九条第二項及び第十九条

二十七 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）

#### 第三条第三項第三号

二十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の八十四の項並びに別表第二の五十八の項、八十八の項及び百九の項から百十一の項まで

二十九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十条のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定及び同法別表第五第十号の次に九号を加える改正規定三十 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十五条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の百十六号の項の次に次のように加える改正規定

第十条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

- 一 労働者災害補償保険法第十二条の八第四項第一号
- 二 生活保護法第八十四条の三

三 国家公務員災害補償法第十四条の二第一項第二号

四 國民健康保険法第百十六条の二第一項第三号

五 地方公務員災害補償法第三十条の二第一項第一号

六 子どものための手当の支給に関する法律第三条第三項第三号

七 高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第一号

八 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第三号

九 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第三条第三項第三号

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

第二十二条の二中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十二条 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号ハ中「同条第十三項」を

「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十三条 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「、共同生活介護」を削る。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四条第一項の規定により成立している退職手当共済契約（旧障害者生活総合支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた旧障害者生活総合支援法第五条第十項に規定する共同生活介護を行う事業に係るものに限る。）は、新障害者生活総合支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた新障害者生活総合支援法第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業に係る退職手当共済契約とみなす。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第十五条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一

部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第八号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第十一号中「に堆積」を「に堆積」に、「堆積土砂」を「堆積土砂」に、「附隨」を「付隨」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第十三号中「堆積土砂」を「堆積土砂」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律及び地震防災対策特別措置法の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表

第一及び別表第二

二 地震防災対策特別措置法別表第一及び別表第二

(消費税法の一部改正)

第十八条 消費税法の一部を次のように改正する。

別表第一第七号口中「第十四項又は第十五項」を「第十三項又は第十四項」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第十九条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「同条第十一項」を「同条第十項」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第二十条 精神保健福祉士法の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第二十一条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第二十二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第二号中「、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」を「又は同条第十五項」に改め、同条第三項第三号中「同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第五項第二号中「、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」を「又は同条第十五項」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 一部施行日以後、当分の間、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する

法律第四十八条第一項第二号中「共同生活援助」とあるのは、「共同生活援助（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第二号）第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十項に規定する共同生活介護を含む。以下この条において同じ。）」とする。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第二十四条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部を次のように改正する。  
第一条第四項中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

## 理 由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。